

2015年3月12日

障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ
手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能
その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等
に対する支援の在り方に関する論点整理のための作業チーム

特定非営利法人日本失語症協議会
理事長 八島三男
副理事長 園田尚美

意 見 書

I はじめに

失語症とは、脳機能の損傷を起因とする言語機能の障害であり、失語症者は言語理解（聴く、読む）、言語表出（話す、書く）といった言語に関わる全ての機能に障害を有している。

聴覚障害は、耳から入る音・言葉が脳に届かない障害であるのに対し、失語症は脳の中での言語機能の障害であり、音や声は聞こえるが、意味の理解が出来ないという障害である。現在、日本には50万人超の失語症のある方がいると推計されている。

失語症者は、言語機能の障害であり、その人らしい人格、記憶、状況判断力・社会的礼節・対人関係・時間や場所の感覚は保たれているが、[見えない障害]であるため、社会的認知度が低く、また、社会的支援体制が未整備である。

この度の障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ及び手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方に関する論点整理のための作業チームの構成について、当事者団体の参加がないことを遺憾に思う。

II 各事項に対する意見

- ◎ 意思疎通支援事業についてどのように考えるか。
 - 現行制度の内容・運営についてどのように考えるか

1. 現行制度の内容運営について

障害者総合支援法においては、意思疎通支援事業の対象を「聴覚、言語機能、

音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等」と規定されているが、実際は聴覚障害者のみが事業の対象者になっている。例えば、「会話パートナー」のような失語症者に対する意思疎通支援事業は、四日市市等の一部の自治体においてのみ取り組まれているが、全国的な普及には程遠く、厚労省においては、総合支援法で定める各自治体の障害福祉計画のP D C Aサイクルの実効化の確保に努めるべきである（詳細は後述）。

聴覚障害についてはコミュニケーション支援を担う公的に認められた存在である手話通訳士等が存在している。一方、言語機能・音声機能・視覚その他の障害者についてはコミュニケーション支援を担う公的に認められた人材が存在しない。特に言語能力の個人差の大きい失語症者一人ひとりに対応できる支援を担う公的に認められた人材の育成がなされていない（詳細は後述）。

このようなことが失語症者の社会参加を大きく阻んでいる要因である。

また、失語症当事者への個人支援はもとより、失語症者が利用する公的な施設や福祉施設への支援、患者会支援、家族支援などが必須である。障害者総合福祉法及び介護保険法も含めた社会参加を促進するための支援が必要である。

さらに、失語症者の個人支援に関しては、コミュニケーション支援と移動支援の併給も認めるべきである。移動支援も障害種別を問わず、全ての障害児・者の個別給付をしていただく事、失語症者のコミュニケーション支援と移動支援の対象となることが望ましい(片麻痺の方も多いことと、移動中の表示・アナウンス等の理解が困難という移動困難の障害の併症がある為)。

2. 現行の要約筆記者派遣制度の失語症への適用について

会合や会議などの折に失語症の団体が要約筆記者の派遣を依頼しても、「要約筆記は聴覚障害者が対象になっており派遣はできません。」と断られている。

四日市市や、三田市（多摩市は市の要約筆記者のご厚意で）などのわずかな地域を除き、多くの自治体で同じ状況ではないかと推察される。

現在は、意思疎通困難者向けの筆記を行うことができる要約筆記者が少ないとすることもあると思うが、当座の環境整備として「自治体レベルで行われているこの制限（要約筆記は聴覚障害者のみを対象とする）を外すべく、国から自治体（国→都道府県→市区町村）へ指示すべきである。

3. 意思疎通支援事業の対象者の範囲について

失語症者のサービス受給者は身体障害者手帳に言語機能障害の記載のある者、介護保険法でのコミュニケーション支援サービス受給者は手帳保持者及び、医師の診断書に失語症の記載があるものとされている。

しかしながら、失語症者の多くは上下肢の麻痺を伴い、上下肢の障害で重度判定が出ると、手帳所持のメリットの少ない言語障害認定を受ける人が少ない

という現状がある。

4. 介助技術に関するものや意思決定に関するもの等と意思疎通支援事業との整理について

意思決定：失語症のある者は、言語の表現する力が障害を受けているというだけで、その人らしい人格、記憶、状況判断力・社会的礼節・対人関係・時間や場所の感覚は保たれる。すなわち、自身の意思決定は失語症者の「言いたいこと」を十分に伝える力のある者「通訳的存在の者」が必要である。失語症者の『言いたいこと・伝えたいこと』を推測ではなく、失語症者本人の発信力を理解し言葉に表す事のできる者を養成する事で、失語症者の尊厳の確保・権利擁護は可能であり、意思決定は失語症者本人で可能な場合が多い。しかしながら、独居で高齢の者、あるいは、全失語のために家族すらもその意思を推し量れない場合には本人の権利擁護のため成年後見制度の利用も考慮していく必要がある。

意思疎通支援事業：人は「自ら考えたことを言葉等で表現する事」により、その人格等を他者に伝えることができる。この「言葉で表現すること等」に障害を持った失語症者には、人間として当たり前の生活を送るために意思疎通支援者・行動援護者が必須である。失語症者の社会参加促進支援として会話支援者の養成派遣は行われるべきであり、更に、会や会議の際には、失語症者に理解しやすい要約筆記が必須とされる。同時に、失語症を持つ家族との悩みが解消できない介護家族に対しての支援も公的なものとして支援の実施が必須である。

- 意思疎通支援事業についての財政的措置のあり方についてどのように考えるか。

原則として利用者負担は無料とするべきである。

現在、派遣に要する入場料・参加費・交通費等は利用者負担するという自治体もあるが、基本的には無料とすべきである。

また、派遣を希望する者と利用者のニーズを満たす事ができる会話支援者とをマッチングする事は派遣業務の根幹であり、派遣を担う当事者団体が組織されその団体がコーディネートを委託する等の形が必要であり、その派遣当事者団体への運営の支援も必須である。

- ◎ 意思疎通支援関係の人材養成についてどのように考えるか。
- 意思疎通支援の人材養成についてそのニーズや支援のあり方についてどのように考えるか。
 - 〔 研修カリキュラムの在り方等についてどのように考えるか。
 - 専門的な知識を必要とする意思疎通支援についてどのように考えるか。〕

1. 失語症者に対する専門職としての意思疎通支援者の制度化の必要性について

失語症者は、話すこと、人の話を理解すること、文字を読み書きすること等の言語にかかわる機能の障害であるため、その意思疎通支援の在り方については情報を適切に要約し、適切な方法で伝えることが求められるのであって、手話通訳のように他者の言葉をそのまま伝えたり、書き写したりすることによっての意思疎通支援の方法は適さない。

現在、このような失語症者に対する意思疎通支援を行う者として、「会話パートナー」の取り組みがあり、四日市市等の一部の自治体において養成、派遣が行われてはいるが、全国的な普及にはほど遠いのが現状であり、厚労省にあっては、総合支援法の各自治体の障害福祉計画のP D C Aサイクルの実効化の確保のために必要な措置を講じて頂きたい。

いずれにしても、そもそも、失語症者にとって、他者との意思疎通を図ることは、その基本的人権の確保のために必要不可欠性なものであり、支援の全国普及の実現のみならずこの人権保障の観点からも、国が認めた専門職としての失語症者に対する意思疎通支援者の制度を確立するべきである。この点、聴覚障害者に対しては手話通訳士や要約筆記者といった専門的な意思疎通支援者が確立しているところであり、現状の事態は均衡を失るものと考える。

なお、一般財団法人全日本ろうあ連盟「意思疎通支援実態調査事業 報告書」(厚生労働省 平成25年度障害者総合福祉推進事業)においても、特定の障害に対応する専門職の制度の創設が指摘されているところである。

【失語症者の意思疎通支援の人材育成に関するニーズ(日本失語症協議会 2013 アンケートから)】

*会話支援者のニーズ：役所への申請等手続き、病院等への診療時のサポート、買い物のサポート、友の会の支援活動、趣味活動の援助、選挙関連、食事やお茶の相手、友の会への付き添い、家出の話し相手、パソコン・携帯使用時の助言、学校職場での意思疎通、会議の時の意見表明などの支援

*要約筆記者のニーズ：会社等での会議、地域で行われる講演会、選挙公報、テレビの情報番組、ニュース、国会中継、裁判等の要約筆記による論点の整理と必要な情報の確実な受信

- ・会話の支援がない為に、友人との同窓会や趣味の会等でも、自分の意図が伝えられないため、家庭で閉じこもりがちになる失語症者が多くいる。
- ・会議の模様を失語症者に理解しやすい要約筆記と共に、個別の発言等に対する会話の支援。
- ・会社の会議での発言ができないために、就労継続上大きな障害となっている人が多い。
- ・選挙の投票などでは、候補者の名前が自書できない等、投票ができなくなっている失語

症者の存在もある。選挙権被選挙権の行使ができないことはゆゆしき事。

・裁判で自身の証言や陳述が正式な発言として取り上げられない。裁判官・弁護士・検事等他者の陳述が理解できない。

補足：失語症者との接する機会の多い医療関係者やヘルパーなどには失語症者との意思疎通ができるような技術を学んで頂きたい。また、本人の意図を他者に伝えることをそのほとんどが家族の役割となっている現状でもあり、家族に多大なる負担がかかっている。又、独居の失語症者に関しては本人がどのように情報の受・発信をしているか大きな懸念を持つ。

2. 失語症者に対する意思疎通支援者の養成について

失語症者に対する意思疎通支援は、情報を適切に要約し、適切な方法で伝えるものであるため、その養成の在り方についても改善が必要である。

平成25年障企自発0325第1号に通達されている盲ろう者向けの通訳・介助員の養成カリキュラム、あるいは、聴覚障害者向け要約筆記者養成講座にのつとるような失語症者対象の意思疎通支援者養成講座を一日も早く実現していただきたい。

また、失語症者に対する専門職としての意思疎通支援者の派遣の在り方についても失語症者が十分にその支援を受けることができるよう、また、他の障害の意思疎通支援制度との均衡の観点も十分に踏まえ制度として措置していただきたい。

失語症者の意思疎通支援の会話支援者と失語症要約筆記者の養成課程の案は次の通りである。

【失語症者向け会話支援者養成カリキュラム（案）】

失語症の障害特性を理解し、日常生活において失語症者の社会参加を支援する会話支援者を養成し、失語症者の多様なニーズに対応できるような知識・技術を学ぶ。

（個人支援に関しては、支援者には重い責任が伴うこともあり、公的な福祉サービスとしての位置づけで実施すべきであり、新規制度とする。）

●失語症/意思疎通困難者向け会話支援者（会話パートナー（仮称）養成カリキュラム

	タイトル	内容	修得目標	形式
総合 講座 1	講演会	・失語症リハビリライブ	失語症のコミュニケーション講座	公開 講座
講義 時間	失語症者福祉の実態を知る	・失語症の基本知識 ・失語症者の福祉サービスを知	・失語症の症状の正しい理解 ・基本的対応法理解	講義

数 2		る ・生活のしづらさの実態 ※失語症者体験談含む ・情報保障の基礎知識	・失語症者の生活の実態把握 ・意思疎通支援の必要性理解	
講義 時間 数 1	対人援助の方 法を知る	・失語症者の心理を踏まえ会話 支援者としての必要な基礎的理論	・対人援助の知識	
講義 時間 数 1	会話支援者 の在り方	・会話支援者としての倫理とそ の専門性を理解する ・活動中の会話パートナーに聞く	・会話支援者としての倫理要 綱 ・会話パートナーの実態の理 解	
講義 時間 数 1	失語症コ ミュニケーション 演習	・失語症者とのコミュニケーションの仕方を学ぶ	・失語症者との基本的コミュ ニケーション ロールプレイで学ぶ会話支 援	演習 (グル ープ)
講義 時間 数 3	失語症者と のコミュニケー ション	・多くの症状のある失語症につ いて実際に体験する ・友の会へのボランティアを通 じて会話の方法を学ぶ	・失語症当事者とのコミュニ ケーション(失語症者との会 話支援演習) 集団での会話支援の演習	演習 実習) 3回

【失語症者向け要約筆記者養成カリキュラム（案）】

養成目標

失語症の障害特性を理解し、生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、失語症の多様なニーズに対応できる要約筆記を行うに必要な知識及び技術を習得する。

前提事項

- 既に実績のある聴覚障害者向け要約筆記者養成カリキュラムに準ずることを基本とし、失語症の障害特性を考慮した要約筆記を行える筆記者を養成する。
- については、失語症向け要約筆記者（仮称）としての資格を新規制定する。
- 手書き入力/PC（1人入力/複数入力）の違いを選択科目として考慮する。

●必修科目

既存のカリキュラム（74 必修科目計）に以下を追加する。

【講義関係】

	時間数	教科名	目的	内 容
1	8	失語症の基礎 知識	失語症の基礎知識を理解 する	失語症の基礎知識と障害特性
2	4	失語症者向け 要約筆記のポ イント	障害特性に応じた要約筆 記の方法を理解する	障害特性に応じた、有効な要約筆記の あり方 聴覚障害者向け要約筆記との違い

【実技関係】

時間数	教科名	目的	内 容
1 8	失語症者向けノートテイク演習(模擬要約筆記)※	講義、実技講習の各内容を、模擬的に実践することで、ノートテイクの能力を高める	講演会・会議等でのOHP(全体)/ノートテイク(個人)
1 8	失語症者向け要約筆記演習(模擬要約筆記)	講義、実技講習の各内容を、模擬的に実践することで、失語症者向け要約筆記の能力を高める	講演会、会議等での全体投影ノートテイク

●選択必修科目

既存のカリキュラム(おおむね10時間以上を選択)に 以下を追加する。

【講義関係】

時間数	教科名	目的	内 容
4 2	失語症者向け意思疎通支援の歴史	聴覚障害者向けの情報保障制度制定後、失語症を含むコミュニケーション障害全般に範囲を拡大してきた歴史を理解する	・失語症者向け意思疎通支援展開の歴史(四日市・市川市・三田市等)

【実技関係】

時間数	教科名	目的	内 容
2 2	失語症者向け要約筆記現場実習	講義、実技講習の各内容を集団で実践することで、要約筆記の能力を高める	集団(講演会、会議等)での全体投影

(注) 科目名欄に※印のある科目は、手書きとパソコンでクラスを分けて行う。

3. 会話支援者(家族・職員・ボランティア)の養成について

失語症者に対する専門職としての意思疎通支援者が意思疎通指導方法を指導する等、会話支援者(家族・職員・ボランティア)の養成についても検討が加えられるべきである。

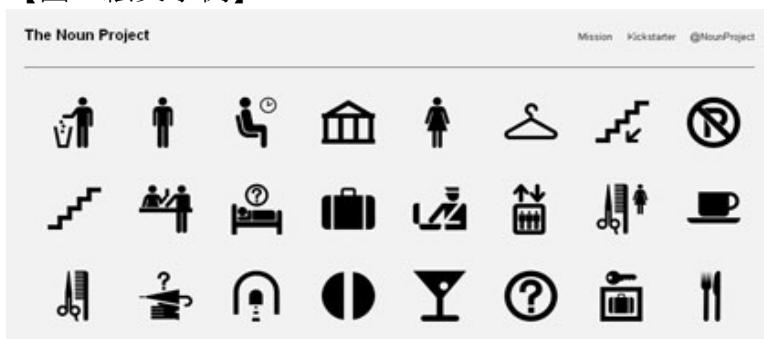
- | |
|------------------------------------|
| ◎ 意思疎通支援に係る支援機器の活用等についてどのように考えるか。 |
| ○ 支援機器の活用、開発普及の取り組み等についてどのように考えるか。 |

1. 失語症者に対する意思疎通支援機器等の開発・普及について

失語症者に対する適切な意思疎通支援機器等の開発が進んでいない。失語症者は、文字以外の情報である絵や写真等を確認することによって意思疎通を行うことが可能であることが多く、意思疎通支援機器等として絵文字等の開発・普及が必要である。

公に開かれた場所や行政機関公共交通機関、災害時の緊急避難場所、品方法等々、コミュニケーション支援者を配置するだけではなく、失語症者を含み意思疎通が困難のある方々に押し並べてわかりやすい絵文字などの表示を多くする等の合理的配慮を望む。

【図：絵文字例】



2. 意思疎通支援機器の使用にあたっての講習の必要性について

現在、数種類の言語障害者向け支援機器が研究され販売されている。しかしながら、ほとんどの失語症のある者は、購入後それらの機器を使用・活用していないのが現状である。特に、リハビリ期間が終了して自宅に引きこもっている者にこそ、このような自習訓練機器、あるいは、言語伝達装置は必要なものだが、これらの機器は、長文の仕様書を読んで理解し、あるいは家族(家族も仕様書を始めてみる者)の解説を聞いて理解することが必要であるが、読んで理解する事及び聞いて理解する事に困難を持つ失語症者にとっては、それらの機器の使用の前提に困難が生じるため、使用していないのである。つまり、購入後の講習がないことが、支援機器の拡散を阻んでいるとも言える。

支援機器が日常生活用具として、廉価あるいは無償で提供されようとも、失語症本人が利用できなければ何も意味をなさない。

これらの機器を日常生活用具として認定する場合には、必要に応じて購入時に使用する失語症者本人への講習会を無料で実施すべきであり、更にはフォローアップの機会を講じるべきである。

失語症者のための意思疎通支援機器は、補聴器や装具等と違い、図面での説明の仕様書だけでは使用する本人は理解できないのであって、本人が使えるまでしっかりとした人的講習及びバックアップが必須である。

それだけ言語に関する機器は複雑で、買えば終わりの現行の制度を改めるべきである。

◎ 合理的配慮との関係についてどのように考えるか。

失語症においては、コミュニケーションを図るために特別な合理的配慮が必要とされる。公共交通機関・駅・空港・行政機関・医療機関施設などには、どこで何をすれば良いかが一目で分かるように、ユニバーサルデザインのマーク、絵文字、などを用いて明確に表示する配慮が求められる。

また、意思疎通障害者を援助する役割を担う介助員が入り口近くに配置され、要援助者を積極的に発見する配慮があることが望ましい。

意思疎通援助者は、全てのコミュニケーション障害の特性を学んで修得している者である必要がある。また、公に開かれた会・会議等では失語症者に対する情報保証の配慮は全くないので、参加しても失語症者には理解が困難。失語症者でも理解できるように工夫された資料等が配布されることが必要であると同時に、分からなかった時に尋ねられるような配慮が必要。これらについては、失語症者向けの要約筆記者の必置と、意思疎通支援者の要請・派遣が必要。

障害者の家族などに本人の意思疎通援助を全て行なうことを求めるのは、家族自身の生活を破綻させるので、「家族を帯同するか個人的に調達した援助者を用意すること」を強要するのは著しく配慮に欠ける行ない方と考える
講演会等、多くの参加者が集うことが予想される場所に多数の意思疎通困難者が参加する場合、全ての困難者に個別の援助者を提供することは主催者側にとって「過重な負担」であると考えられるので、要約筆記や手話等で集団的対応を行なうこともやむを得ないと考える。

また、学校教育・就労等の援助を全ての時間、個別の援助者を配置して行なうことは学校・会社等にとって過重な負担であり、障害のある者自身にとってもプライバシーを損なうものであるので、障害のある者自身が必要と考える場面への合理的配慮がどの様なものか、予め話し合って、適切に提供されることが必要と考える。最も優先される取り組みは、全ての職員・従業員が、効果的かつ簡便にあらゆる障害についての正しい理解と適切な援助のあり方を修得するための方略を、行政機関及び事業所を管理するものが考え、実行することと考える。このためには、障害者差別解消研修担当者を置き、当該施設における障害者の相談窓口となり、かつ情報収集と問題解決のための対応提起、施設全体への情報の提供を行なうことが必要と考える。また、適切で、統一的な取り組みのために各行政機関及び事業所への、国からの情報提供等が必須と考える。

◎ 教育・放送分野等福祉施策以外の分野との関係についてどのように考えるか。

社会生活上のあらゆる場面において、失語症者の意思疎通を保障する取り組みが必要である。

(1) 教育分野における保障について

脳卒中や脳外傷、脳炎等により失語症の後遺症を持つ児童生徒もいる。

教育場面において、手話通訳者の派遣は義務付けられていると聞くが、失語症を持つ児童生徒に関しての支援が保障されていない。

失語症の児童生徒が授業の理解ができないと、失語症を理解していない教員によって、当該児童生徒が特別支援学級への編入を強いられることもあると聞くところである。

失語症は言語機能に関わる障害であり、知的障害とは異なることから、失語症の児童生徒は、授業支援者の存在で授業を理解する事が可能である。また、受傷後の復学に関しては、障害を配慮したテキスト等の工夫や形式をとること等の配慮も必要である。

さらに義務教育に限らず、高等学校や大学においても、失語症を持つ者が存在し、ノートテイク等に困難があるため、修学に支障をきたしている例があるが、それらの学生にも、充実した支援があれば、日常の授業だけではなく卒業論文の作成も可能である。

失語症は高齢者のみが持つ障害ではないのであって、若年者の教育の場面においても失語症のある者への支援を義務化すべきである。

加えて、教職員への意思疎通障害とその支援についての研修を行うとともに、意思疎通障害に知識と経験を持つ教育相談員(就労にはジョブコーチ)の育成を促進すべきである。

「教育を受ける権利」を奪う事のないような支援・配慮を望む。

(2) 放送分野における保障について

テレビ・映画等において、字幕番組を増やすとともに視聴に際して字幕の表示の有無を選択できるようにすることも必要である。特に、公共放送 NHK は率先して取り組みを行って欲しい。

また、特に緊急放送などの命にかかる情報に関しては、端的な単語や絵文字等での発信が必要とされる。

(3) 司法制度における保障について

裁判において、失語症者の発言に関しては、その意思疎通を支援する手段がないのが現状である。また、失語症者をよく知る援助者の参加を認めてもらえず、裁判での証言が出来ないという事態が生じている。加えて、失語症者の取調べ等捜査段階における支援も保障されていないのが現状である。

司法制度全体において、失語症者が選任する意思疎通支援者の配置等、失語症者に対する意思疎通支援を制度化すべきである。これは、憲法上の権利である裁判を受ける権利や適正手続の保障の観点から必要不可欠である。

(4) 選挙権・被選挙権行使の場面における保障について

例えば、選挙において、候補者の名前が自書できない等投票ができないことも生じており、選挙権・被選挙権の行使の場面についても、失語症者が適切に行き切れるような支援の検討が必要であり、これは国民主権の観点から必要不可

欠である。

(5) 非常時や災害時における保障について

非常時や災害時に、避難指示や避難勧告が出ても、失語症者はその内容が理解できず、適切な行動がとれない。表示がなくアナウンスだけで避難勧告等がなされた場合は特に、失語症者は理解する事が難しい。平常時から避難場所を決めてあっても、その避難場所までいけない場合にどうするか等は本人の情報取得が非常に混乱するために臨機応変に対応することが困難であったりする。

非常時や災害時の情報の表示については、失語症者にとっても確実に理解できるよう、わかりやすい絵文字等で行う等が必要である。

(6) 公共の場における保障について

学校・役所・駅・金融機関などの公共の場に専門職の意思疎通支援者を配置することを義務付けることや、前述の会話支援者の配置（手配）等、失語症者の意思疎通を保障する様々な取り組みの検討も必要である。

例えば、公共の機関、あるいは病院などでは、受付の係り、医師、看護師など早口で聞き取れない場合が多い。医師などには聞き返す事もはばかられる場合もある。また、福祉施設などでは、職員が多忙なため自分の希望をゆっくりと聞いてくれない等、困難を訴える声が多い。

また、レストランのメニューに写真をつける等も失語症者に対する意思疎通として有用であり、このような文字以外の情報による意思疎通支援の必要性を社会において啓発することも必要である。

失語症者の困難な例として、文字で書いてあるのは全て困難という失語症者もいるが、ある程度の文字理解のあるものでも、近所のバス停の時刻表は理解できても、ターミナル駅や空港の時刻表等を理解するのは困難であるという失語症者が多数ある。雑多な情報の中から、自分に必要な情報を選択する事が難しく特になれないところには単独で行動する事が困難になっている。

以上

意見書作成に当たっての参考資料

- * 失語症者の個人支援を公的に制度化するための基礎的研究：愛知県立大学吉川雅博・愛知淑徳大学鈴木朋子・愛知淑徳大学吉田敬研究
- * 失語症者のエンパワメントに向けた提案と課題：愛知県立大学吉川雅博著
- * 失語症者への情報保障のあり方に関するアンケート調査 2013 結果報告書：失語症者への情報保障のあり方に関するアンケート調査 2013 ワーキンググループ
- * 失語症者の生活のしづらさに関する調査結果報告書：結果報告書ワーキンググループ
- * 「失語症者向け意思疎通支援法」講習会テキスト：NPO 法人日本失語症協議会作成
- * 失語症の理解とケアの実践講座テキスト・報告書：NPO 法人日本失語症協議会作成
- * 厚生労働省平成 25 年度障害者総合福祉推進事業意思疎通支援実態調査事業報告書：一般財団法人日本ろうあ連盟

